

# **ときがわ町公共施設等総合管理計画**

**平成 29 年 3 月**

**ときがわ町**



# 目 次

<b>1. はじめに</b>	<b>1</b>
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 計画の位置づけ	2
1.3. 計画期間	2
1.4. 対象範囲	3
<b>2. 公共施設等の現況及び将来の見通し</b>	<b>5</b>
2.1. 沿革・位置・地勢	5
2.2. 人口の現状と見通し	5
2.3. 財政の状況と見通し	7
2.4. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	9
2.5. 公共施設等を取り巻く課題	18
<b>3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>	<b>19</b>
3.1. 公共施設等マネジメントの基本方針	19
3.2. 公共施設等の保有量の目標	20
3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
<b>4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b>	<b>26</b>
4.1. 公共施設	26
4.2. インフラ資産	34
<b>5. 推進体制</b>	<b>38</b>
5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有	38
5.2. フォローアップの実施方針	39
<b>資料編</b>	<b>41</b>



# 1.はじめに

## 1.1. 計画策定の背景と目的

### (1) 計画策定の背景

我が国においては、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、人口減少、少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、平成25年11月「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

そして、平成26年4月に、国から各地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。

本町においても、公共施設等の老朽化が進み、順次、改修や建替えが必要な時期を迎えようとしています。また、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会福祉関連経費の増大も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されます。

今後の安全で持続的な公共サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努める必要があります。

### (2) 計画策定の目的

本計画は、本町における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

## 1. 2. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」等を踏まえて策定するものであり、本町の今後の公共施設等の管理に関する「基本的な方針」を示し、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた個別施設計画の指針となるものです。町の上位計画である「総合振興計画」に即し、「財政運営計画」や関連計画と連動します。

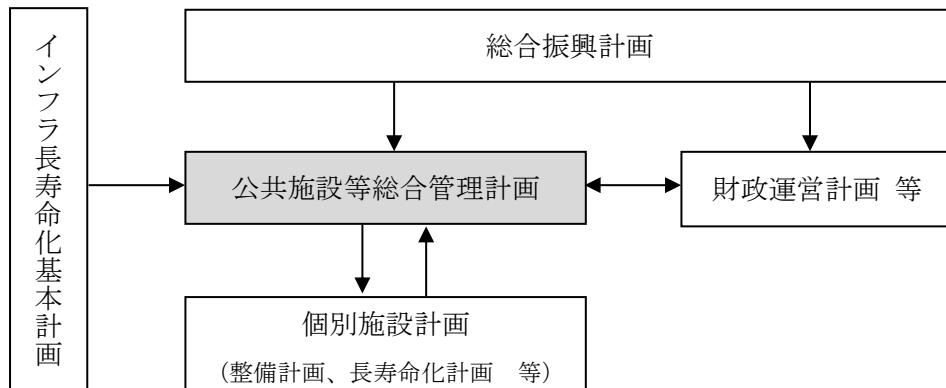


図 1-1 本計画の位置づけ

## 1. 3. 計画期間

公共施設等マネジメントの推進においては、中長期的な視点が不可欠であるため、平成28年度（2016年度）から平成67年度（2055年度）までの40年間を計画期間とします。

なお、概ね10年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画等の見直しや社会情勢の変化等の状況に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間 40年

（平成28年度（2016年度）から平成67年度（2055年度）まで）

## 1. 4. 対象範囲

本計画の対象は町有財産のうち、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）とします。

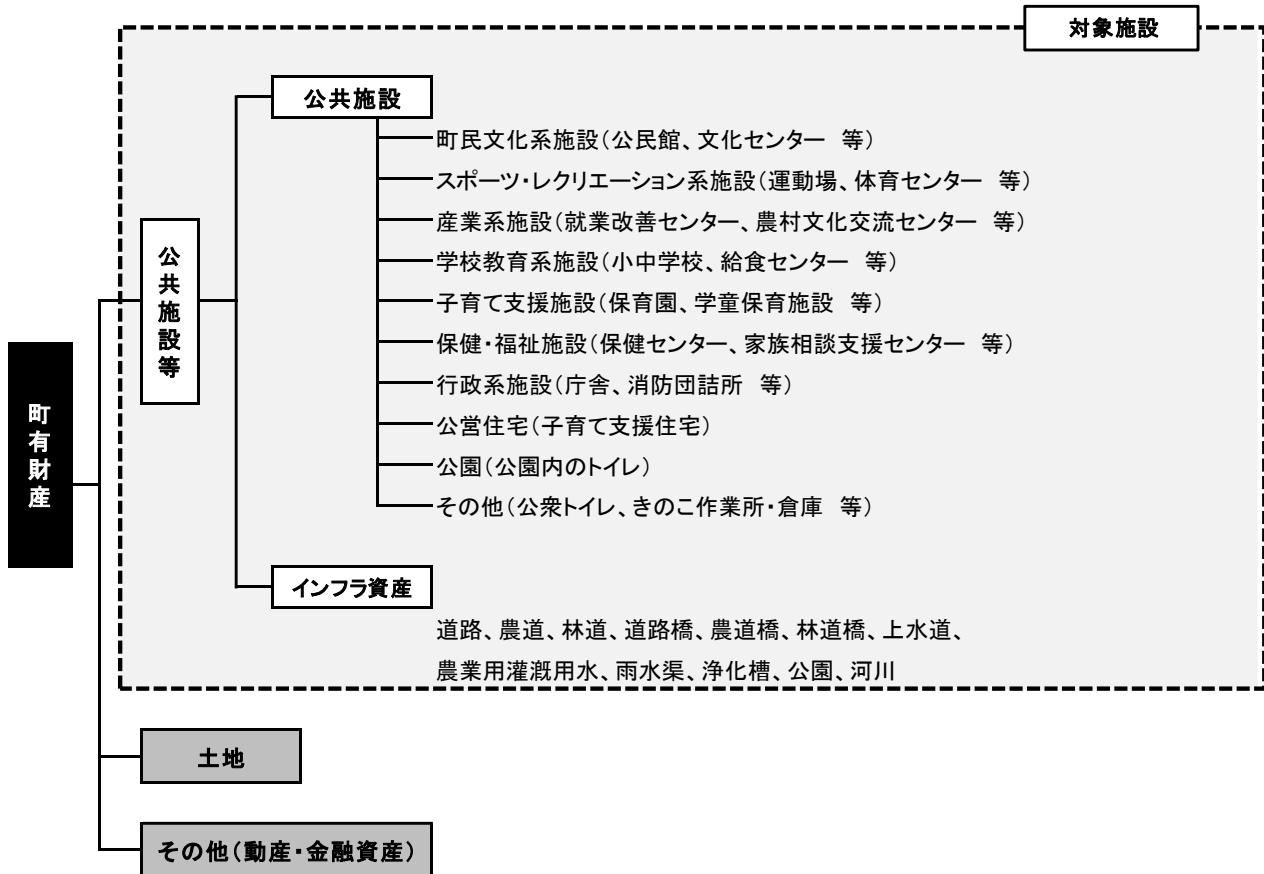


図 1-2 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
町民文化系施設	集会施設	一ト市地域事務所、一ト市コミュニティセンター、仲井分館、根際集落センター、上郷農村センター、春日集落センター、春和分館、勤労福祉センター、田黒農村センター、六区文化会館、五明第一分館、日影分館、番匠文化センター、本郷農民センター、別所公会堂、田中集会所、桃木中央会館、閑堀集落センター、馬場公会堂、瀬戸公民館、大附中央会館、女鹿岩公会堂、下郷会館、後野公会堂、上サ公会堂、宮平集会所、奥畠農民センター、雲河原生活改善センター、雲河原下公会堂、雲河原コミュニティセンター、大野下モ集会所、大野上サ集会所、七重集会所、大柄生活改善センター、竹ノ谷文化センター、柄平文化センター、勤労者福祉会館、都幾川公民館、玉川公民館、別館会議室、健康広場館
	文化施設	文化センター
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	一ト市ゲートボール場、仲井ゲートボール場、五明ゲートボール場、西平運動場、玉川運動場、体育センター、玉川トレーニングセンター、五明地域運動場、上サスケート場、本郷球場
	レクリエーション施設・観光施設	ふれあいの里たまがわ、やすらぎの家、いこいの里大附、大野特産物販売所、木のむらキャンプ場、木のむら物産館、堂平天文台、星と緑の創造センター、建具会館、温泉スタンド、都幾川四季彩館、くぬぎむら体験交流館、市民農園管理棟
産業系施設	産業系施設	就業改善センター、農村文化交流センター、農産物加工所、建具会館加工室
学校教育系施設	学校	明覚小学校、萩ヶ丘小学校、玉川小学校、都幾川中学校、玉川中学校、旧大柄第一小学校
	その他教育施設	給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	玉川保育園、平保育所
	幼児・児童施設	玉川学童保育所、都幾川学童保育所、萩ヶ丘小学校内学童保育所
保健・福祉施設	保健施設	ときがわ町保健センター、ときがわ町保健センター 玉川分室
	高齢福祉施設	地域活動支援センター
	その他社会福祉施設	家族相談支援センター、シルバー人材センター、社会福祉協議会事務所
行政系施設	庁舎等	ときがわ町役場本庁舎、ときがわ町役場第二庁舎
	消防施設	第1分団第1部詰所、第1分団第2部詰所、第1分団第3部詰所、第2分団第1部詰所（コミュニティ消防センター）、第2分団第2部車庫及び詰所、第2分団第3部車庫及び詰所、第3分団第1部車庫及び詰所、第3分団第2部車庫及び詰所、旧第3分団第4部車庫及び詰所
公営住宅	公営住宅	子育て支援住宅
公園	公園	雀川砂防ダム公園、ホタルの里公園、ときがわ親水公園
その他	その他	寄宿舎、ときがわプランディング工房、大野作業場、旧大野保育園、明覚駅西公衆トイレ、観音堂公衆トイレ、後野公衆トイレ、泉原集会所（柄平公衆トイレ）、柄平観光トイレ、事務室（ときがわ町観光協会事務室）、川の広場公衆便所、きのこ作業所・倉庫、トレッキングコース（西平インフォメーション施設公衆トイレ、七重休憩施設公衆トイレ）、公衆便所棟、旧小川消防署都幾川分署

平成28年度調査時点

## 2.公共施設等の現況及び将来の見通し

### 2.1. 沿革・位置・地勢

本町は、平成18年2月に都幾川村、玉川村の2村の合併により誕生しました。

埼玉県のほぼ中央の比企郡西部に位置し、東は嵐山町、南は鳩山町、越生町、飯能市、西は横瀬町、秩父市、北は東秩父村、小川町に接しており、東西約13km、南北約9kmの町域の面積は55.90km<sup>2</sup>となっています。

秩父山地東縁から東松山台地に接する所に位置し、外秩父山地が武蔵野に接する比企西部山間山沿地域に属しています。西部は大半を森林で囲まれた山間地域となっており、東に向かって山地、丘陵地、台地に至る里山地域から構成されています。町内には都幾川、雀川が流れおり、町域の大半を占める森林は、両河川の水源となっています。

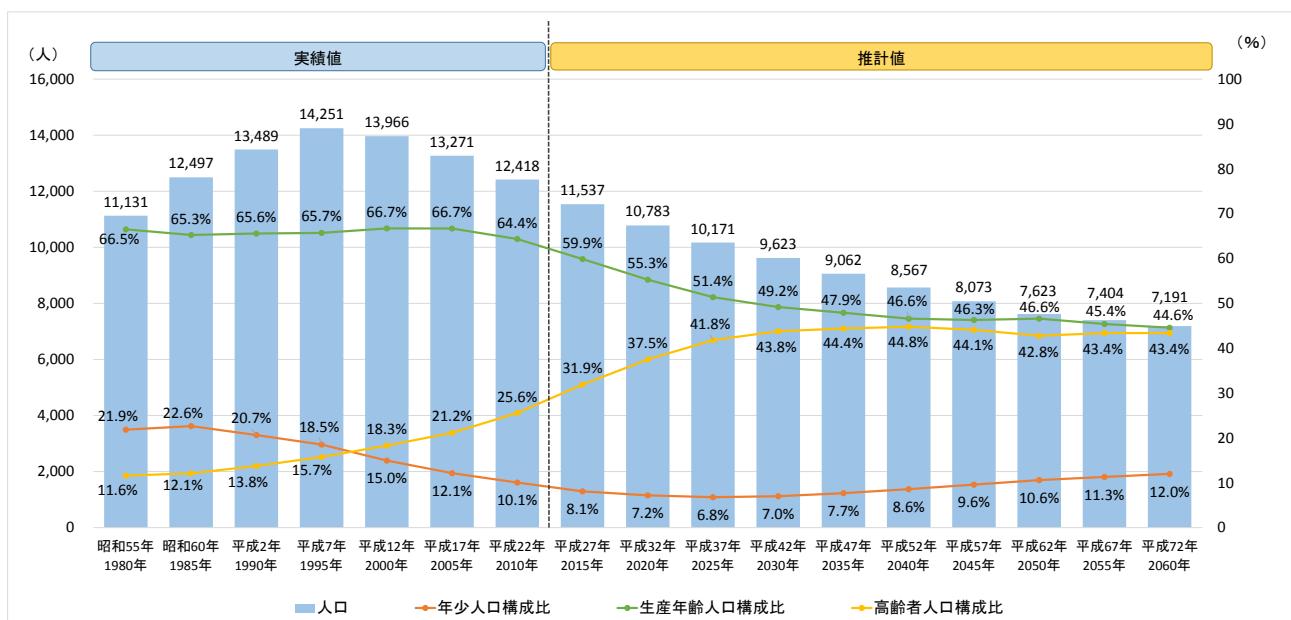
道路は、県道大野東松山線が都幾川に沿って東西方向、県道飯能寄居線が南北方向に通り、秩父、東松山、小川、越生方面への幹線道路を構成しています。

### 2.2. 人口の現状と見通し

#### (1) 町全体

本町の総人口は平成7年の約1万4千人をピークに減少しており、平成22年には約1万2千人となっています。「ときがわ町人口ビジョン」によると、平成52年には、約8千6百人まで減少するものと見込まれています。

年齢3階層別人口の割合をみると、平成22年では、生産年齢人口比率は約64%、高齢者人口比率は約26%となっていますが、高齢化が進み、平成37年には高齢者人口比率が40%を超えると予測されています。



出典：実績値は「国勢調査」、推計値は「ときがわ町人口ビジョン」の独自推計

図 2-1 総人口及び年齢3階層別人口の推移と見通し

※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、高齢者人口：65歳以上の人口

## (2) 地区別

近年の人口の推移を地区別にみると、馬場地区を除き、減少傾向となっています。特に、大野地区、柵平地区、関堀地区等では減少が著しい状況です。

表 2-1 地区別の人口の推移

地区	人口(人)			H12→H22	
	平成12年	平成17年	平成22年	増減数	増減率
桃木	428	421	355	▲ 73	▲ 17.1
田中	517	492	461	▲ 56	▲ 10.8
本郷	807	838	798	▲ 9	▲ 1.1
番匠	1,561	1,463	1,335	▲ 226	▲ 14.5
馬場	526	505	562	36	6.8
関堀	457	399	350	▲ 107	▲ 23.4
瀬戸	763	725	661	▲ 102	▲ 13.4
大附	305	276	260	▲ 45	▲ 14.8
別所	374	366	354	▲ 20	▲ 5.3
西平	1,621	1,438	1,313	▲ 308	▲ 19.0
雲河原	158	145	131	▲ 27	▲ 17.1
大野	607	551	438	▲ 169	▲ 27.8
柵平	170	158	130	▲ 40	▲ 23.5
都幾川地域 合計	8,294	7,777	7,148	▲ 1146	▲ 13.8
玉川	3,199	3,104	3,019	▲ 180	▲ 5.6
田黒	702	640	586	▲ 116	▲ 16.5
五明	1,017	1,055	1,002	▲ 15	▲ 1.5
日影	754	695	663	▲ 91	▲ 12.1
玉川地域 合計	5,672	5,494	5,270	▲ 402	▲ 7.1

出典：国勢調査

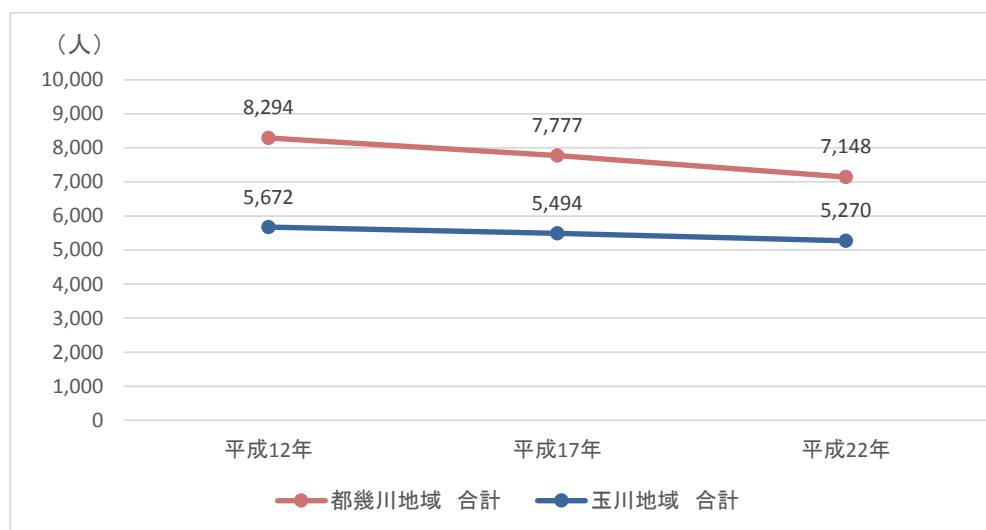


図 2-2 地域別人口の推移

## 2. 3. 財政の状況と見通し

### (1) 歳入（普通会計）

歳入（普通会計）の状況をみると、平成27年度の歳入総額は約57.1億円であり、そのうち、地方税は約13.5億円で、歳入総額の約24%を占めています。

地方税の推移をみると、平成19年度をピークに減少傾向にあります。今後は、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収や、合併算定替えの特例措置の段階的廃止等により歳入の増加は期待できない状況となっています。

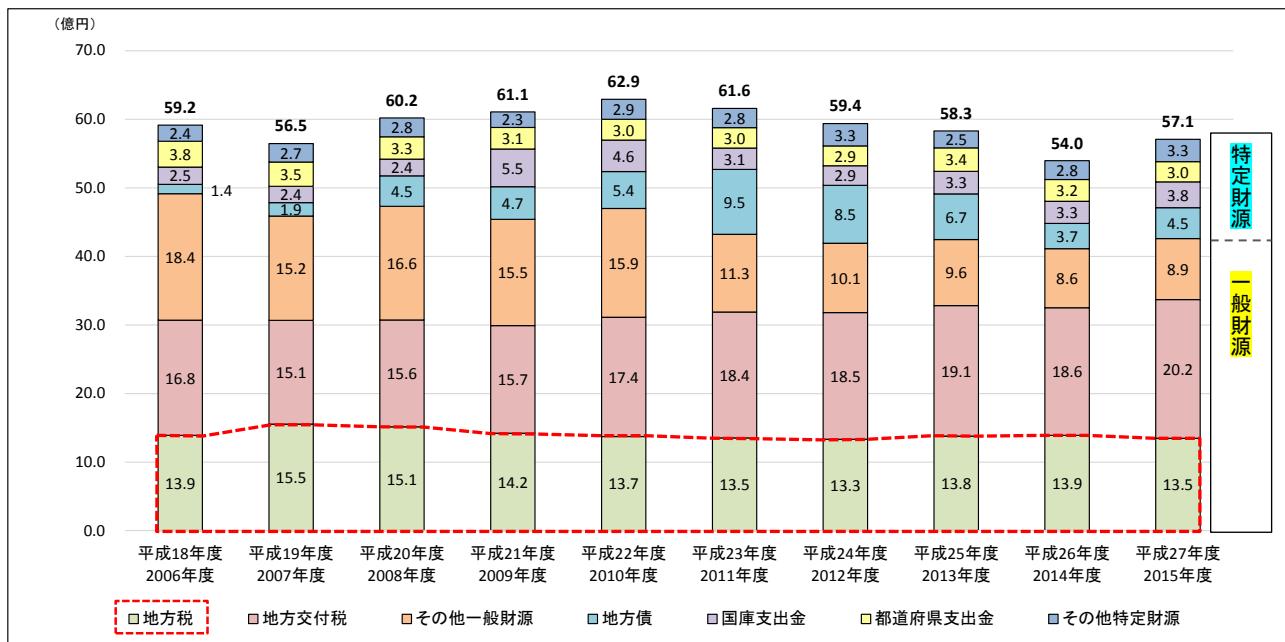


図 2-3 歳入（普通会計）の推移

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：市町村が収入する税の総称。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。

※特定財源：一定の使途にのみ使用できる収入。国庫支出金、県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国から市町村へ交付される補助金等の総称。

※都道府県支出金：市町村が行う事業に対して都道府県から交付され、使い道が決められている負担金。

※地方債：市町村が1会計年度を超えて行う借り入れ。

## (2) 歳出（普通会計）

歳出（普通会計）の状況をみると、平成27年度の歳出総額は約54.9億円であり、そのうち、義務的経費は約23.7億円で、歳出総額の約43%を占めています。

歳出の推移をみると、義務的経費のうち扶助費の増加が顕著であり、平成27年度では約6.5億円と、平成18年度に比べ約1.6倍となっています。今後も、高齢化の進行に伴い、扶助費はさらに増加していくことが予想されます。

そのような状況のなかで、今後の公共施設等の整備に充当できる財源を現在の水準で維持することが困難となることが想定されます。

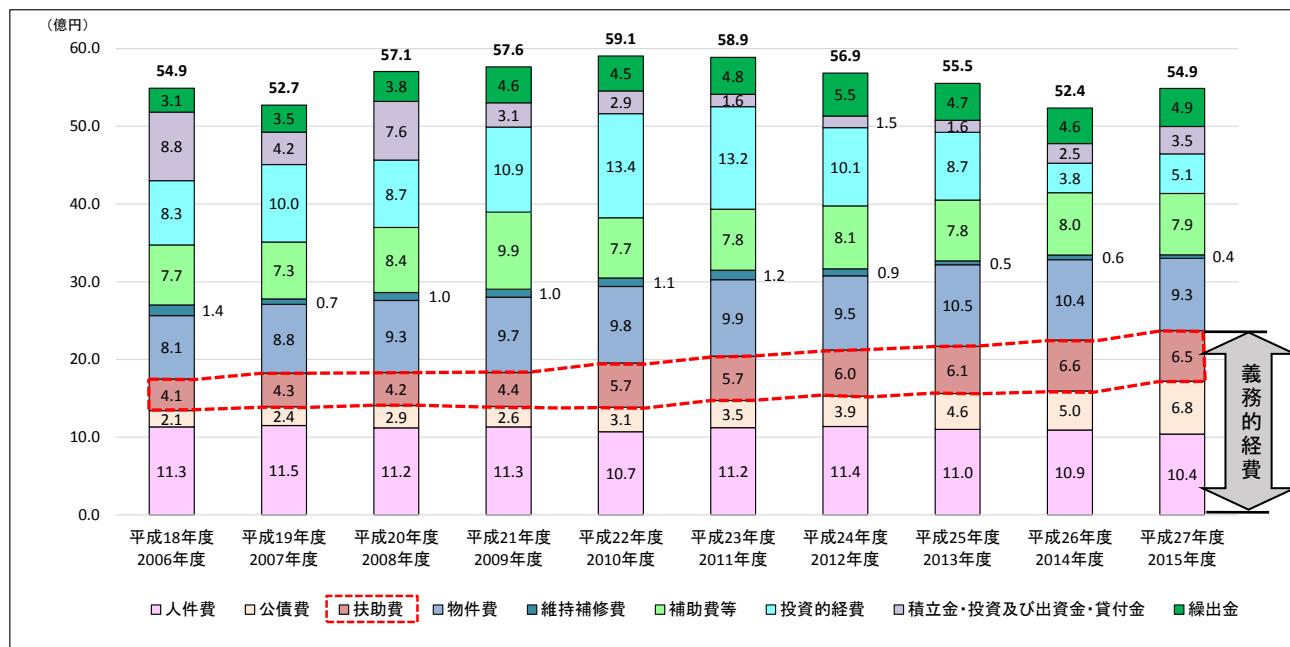


図 2-4 歳出（普通会計）の推移

※**人件費**：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※**扶助費**：社会保障制度の一環として、生活保護法等の各種法令に基づいて支払われる経費、及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費。

※**公債費**：地方自治体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金及び一時借入金の利子の合算額。

※**物件費**：消耗品等の物品購入費や、光熱水費、委託等に要する経費。

※**維持補修費**：公用施設等の維持に要する経費。

※**補助費等**：法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等。

※**投資的経費**：道路・橋、学校、庁舎等公共又は公用施設の新增設等の建設事業に要する経費。

※**繰出金**：一般会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等に対する一般会計の負担金。

※**義務的経費**：人件費、扶助費、公債費等の性質上容易に削減することができない経費。

## 2.4. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

### (1) 公共施設の状況

#### ①施設の保有状況

本町の公共施設の保有量は 117 施設であり、延床面積は約 6 万 5 千m<sup>2</sup>となっています。延床面積の内訳をみると、学校教育系施設（約 37%）が最も多く、次いで、スポーツ・レクリエーション系施設（約 21%）、町民文化系施設（約 20%）の順となっています。

表 2-2 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	施設		延床面積	
	(施設数)	(%)	(m <sup>2</sup> )	(%)
町民文化系施設	42	35.9	13,470	20.6
スポーツ・レクリエーション系施設	23	19.7	13,481	20.6
産業系施設	4	3.4	1,350	2.1
学校教育系施設	7	6.0	24,416	37.4
子育て支援施設	5	4.3	2,162	3.3
保健・福祉施設	6	5.1	3,472	5.3
行政系施設	11	9.4	5,077	7.8
公営住宅	1	0.8	278	0.4
公園	3	2.6	100	0.2
その他	15	12.8	1,501	2.3
合計	117	100.0	65,307	100.0

平成 28 年度調査時点

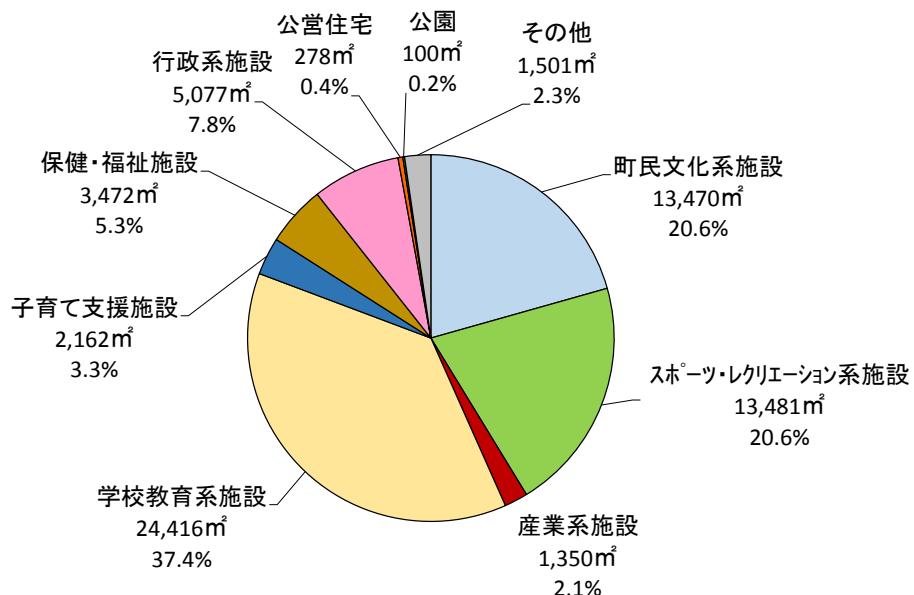


図 2-5 公共施設の施設分類別延床面積

## ②老朽化の状況

建築年度別にみると、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて比較的多くの施設が整備されています。

建築後 30 年以上を経過している施設は約 3 万 9 千 m<sup>2</sup>であり、公共施設全体の約 60% を占めています。なお、そのうち約 2 万 3 千 m<sup>2</sup>は大規模改修実施済みです。建築物は一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で建替えが必要とされており、今後はこれらの公共施設の老朽化に対応していく必要があります。

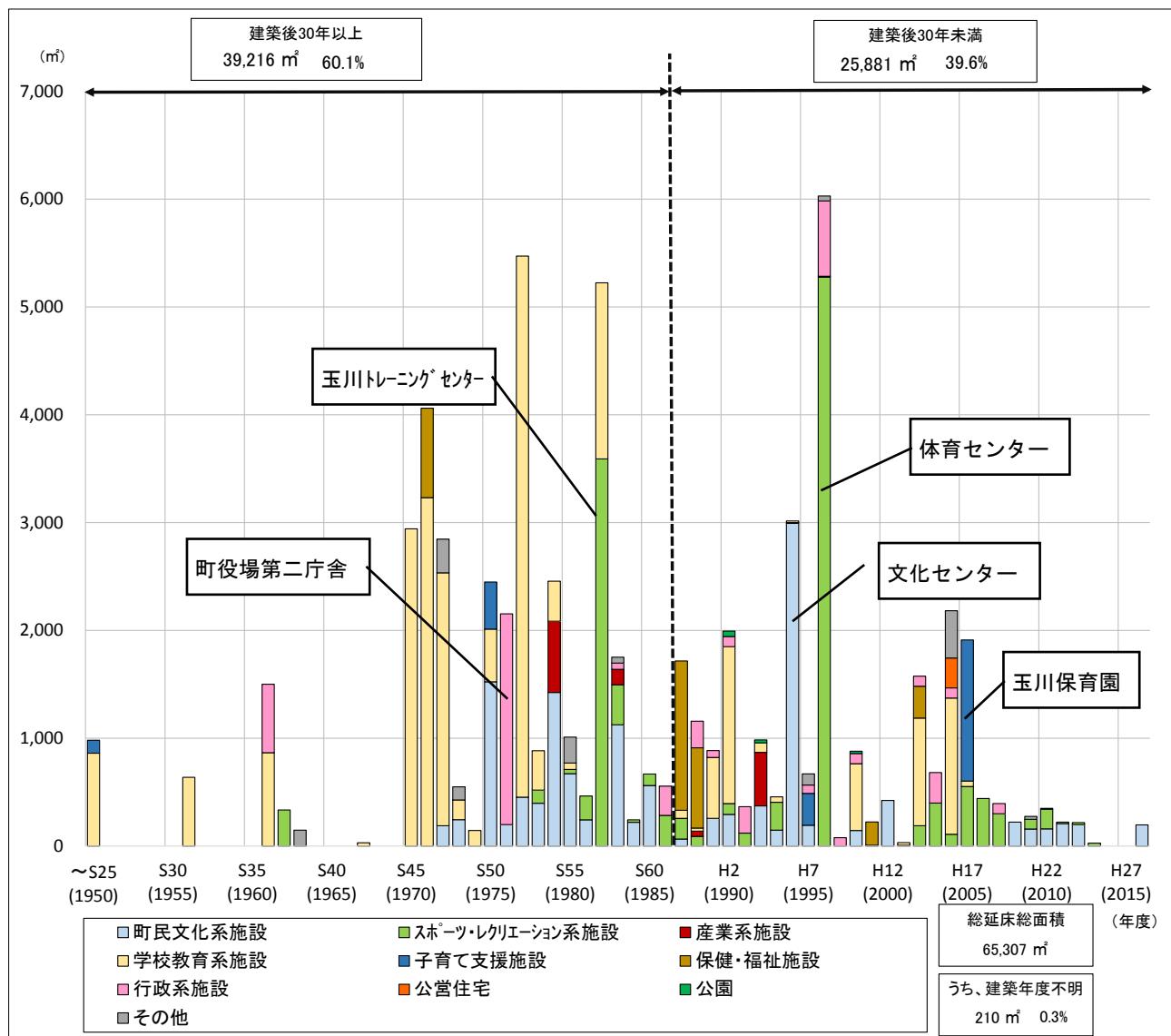


図 2-6 公共施設の建築年度別延床面積

### ③耐震化の状況

新耐震基準※の公共施設の延床面積は、約3万7千m<sup>2</sup>であり、約56%を占めています。

旧耐震基準※の公共施設の延床面積は、約2万9千m<sup>2</sup>であり、約44%を占めています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、町民文化系施設やその他では、耐震化が必要な施設の割合が高い状況です。

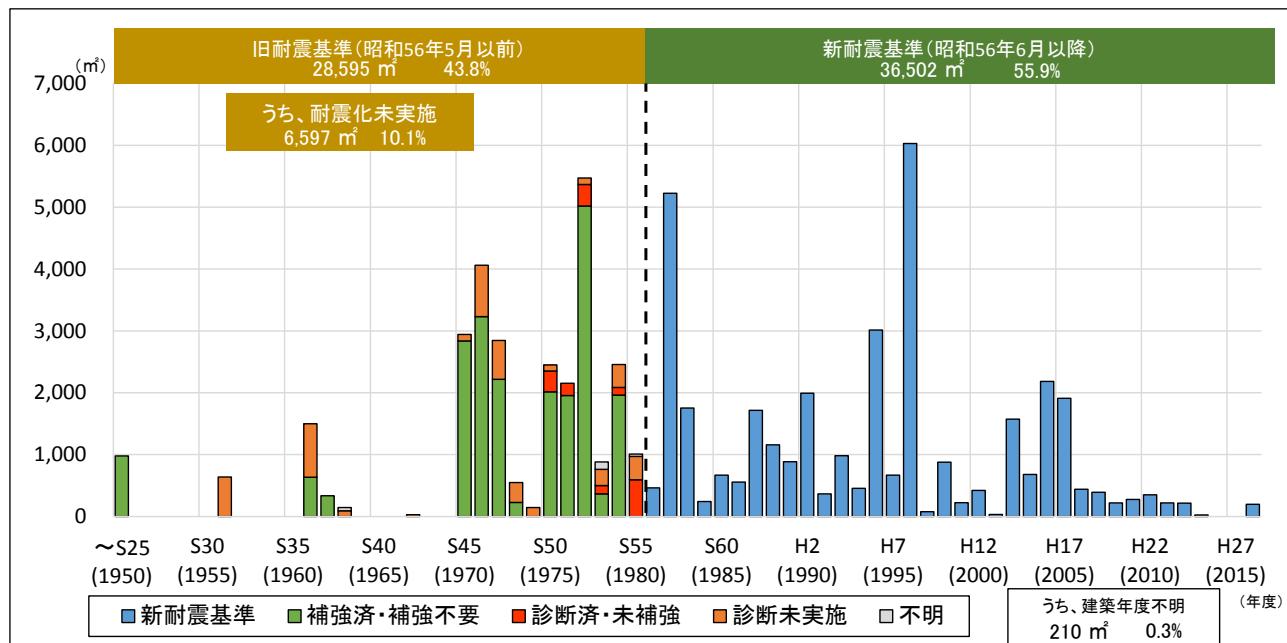


図 2-7 建築年度別の耐震化状況（延床面積ベース）

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日以前の建築確認において適用されていた基準

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準

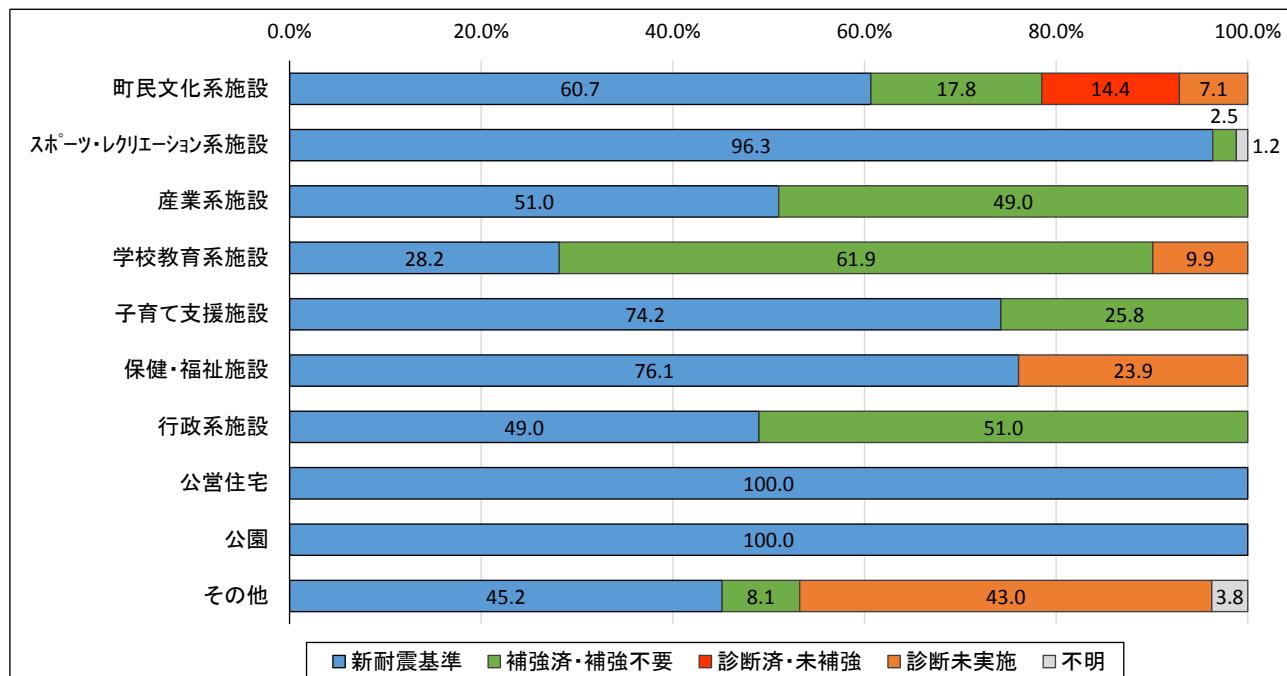
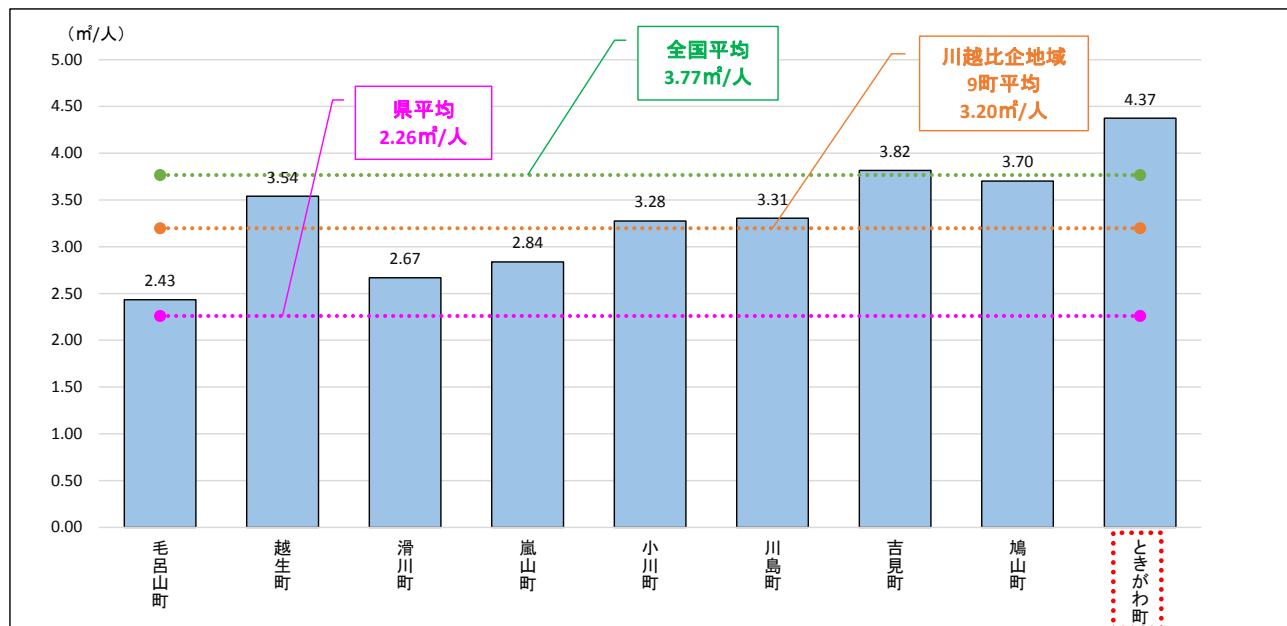
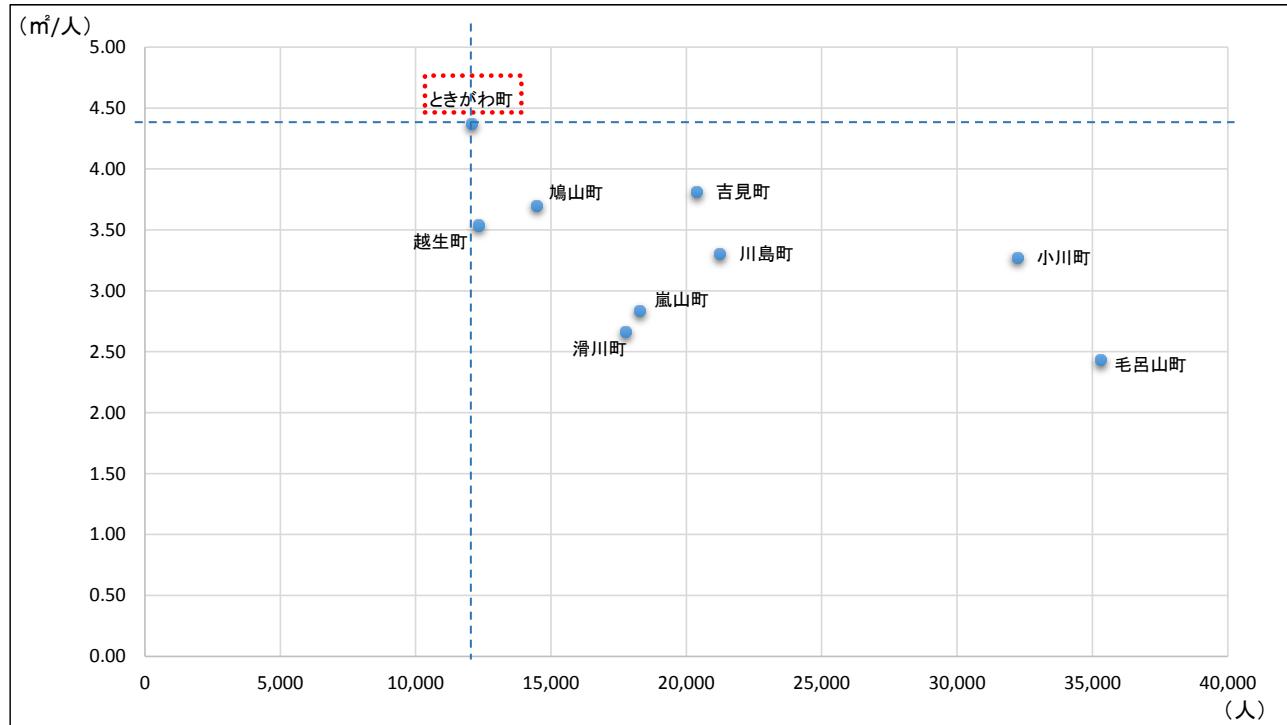


図 2-8 施設分類別の耐震化状況（延床面積ベース）

#### ④他都市との比較

他都市と比較すると、本町の公共施設の1人当たり延床面積は約4.4m<sup>2</sup>/人であり、全国平均（約3.8m<sup>2</sup>/人）や県平均（約2.3m<sup>2</sup>/人）を大幅に上回っています。川越比企地域内の9町のなかでも最も大きいという状況です。



出典：公共施設の延床面積：総務省「公共施設状況調（平成26年度）」  
人口：総務省「住民基本台帳登載人口（平成27年1月1日現在）」

図 2-9 公共施設の1人当たりの延床面積の比較

## (2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、町民生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本町の主なインフラ資産の保有状況は以下のとおりです。

表 2-3 インフラ資産の保有状況

分類	種別	数量
道路	一級町道	36,758 m 237,755 m <sup>2</sup>
	二級町道	37,097 m 191,724 m <sup>2</sup>
	歩行者道	5,866 m 9,871 m <sup>2</sup>
	その他の町道	402,395 m 1,045,502 m <sup>2</sup>
	計	482,116 m 1,484,852 m <sup>2</sup>
農道		547 m 2,188 m <sup>2</sup>
林道		27,693 m 96,835 m <sup>2</sup>
道路橋		242 橋
		1,921 m
		7,660 m <sup>2</sup>
農道橋		1 橋
		9 m
		40 m <sup>2</sup>
林道橋		7 橋
		52 m
		321 m <sup>2</sup>
上水道	管路	138,680 m
	上水道施設	10 施設 737 m <sup>2</sup>
農業用灌漑用水	圃場整備区域	93 ha
	ため池	26 箇所
	用水路堰	28 基
	用水路	20,535 m
	揚水機場	3 基
	ダム放流施設	1 施設
雨水渠		411 m
浄化槽		864 基
公園		13 施設 101,395 m <sup>2</sup>
河川	準用河川	1 河川 550 m
	普通河川 (水路)	27 河川

平成 27 年度末現在

### (3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

#### ①公共施設

平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間に、公共施設の更新等にかかる費用の合計は約 264 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 6.6 億円/年で、投資的経費実績額が約 5.0 億円/年であることから、約 1.6 億円/年が不足すると推計されます。

10 年ごとにみると、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間は大規模改修を中心に費用がかかる見込みであり、平成 38 年度以降は更新（建替え）を中心に多額の費用がかかる見込みとなっています。

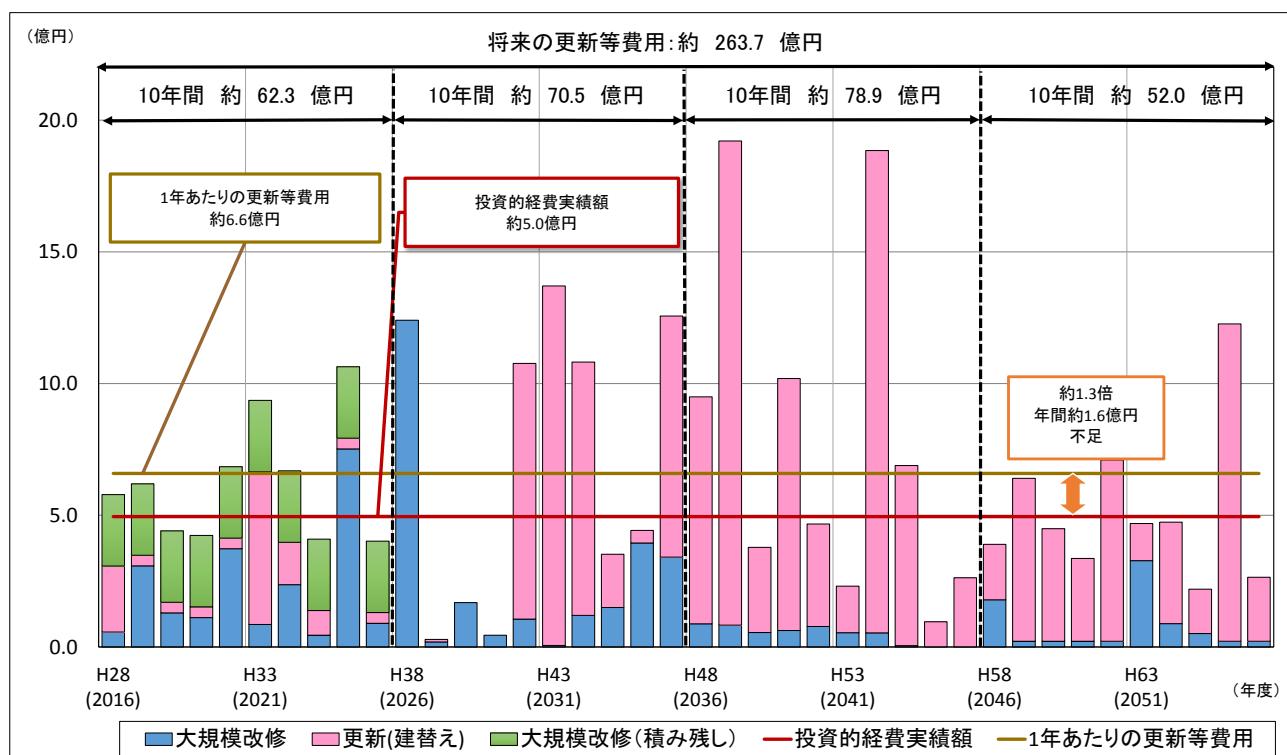


図 2-10 公共施設の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算

※投資的経費実績額：公共施設にかかる投資的経費の平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年平均

※積み残し：試算時点での改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合、今後 10 年間に実施するものとして、大規模改修費用を均等に振り分けて計上

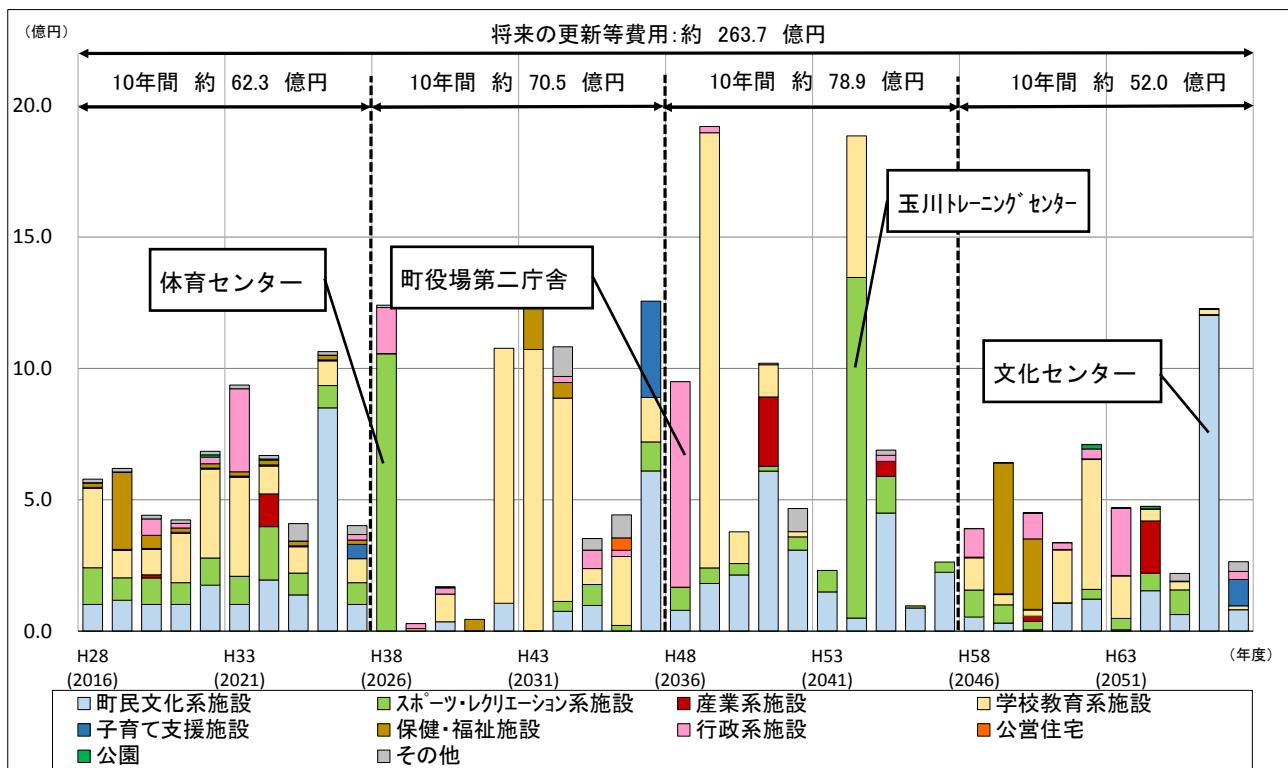


図 2-11 施設類型ごとの将来の更新等費用の推計

表 2-4 施設類型ごとの将来の更新等費用の推計

分類	将来の更新等費用 (億円)				
	平成28年～平成37年度	平成38年～平成47年度	平成48年～平成57年度	平成58年～平成67年度	平成28年～平成67年度 (40年間合計)
町民文化系施設	19.8	9.2	23.5	18.3	70.8
スポーツ・レクリエーション系施設	10.7	13.1	18.2	4.5	46.5
産業系施設	1.4	0.0	3.2	2.2	6.8
学校教育系施設	18.0	34.2	24.6	11.5	88.3
子育て支援施設	0.9	3.7	0.0	1.2	5.8
保健・福祉施設	4.8	4.0	0.0	7.7	16.5
行政系施設	4.5	3.3	8.3	5.6	21.7
公営住宅	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5
公園	0.1	0.0	0.0	0.3	0.4
その他	2.1	2.5	1.1	0.7	6.4
合計	62.3	70.5	78.9	52.0	263.7

## ②インフラ資産

平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間に、インフラ資産の更新等にかかる費用の合計は約 352 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 8.8 億円/年で、投資的経費実績額が約 4.1 億円/年であることから、約 4.7 億円/年が不足すると推計されます。

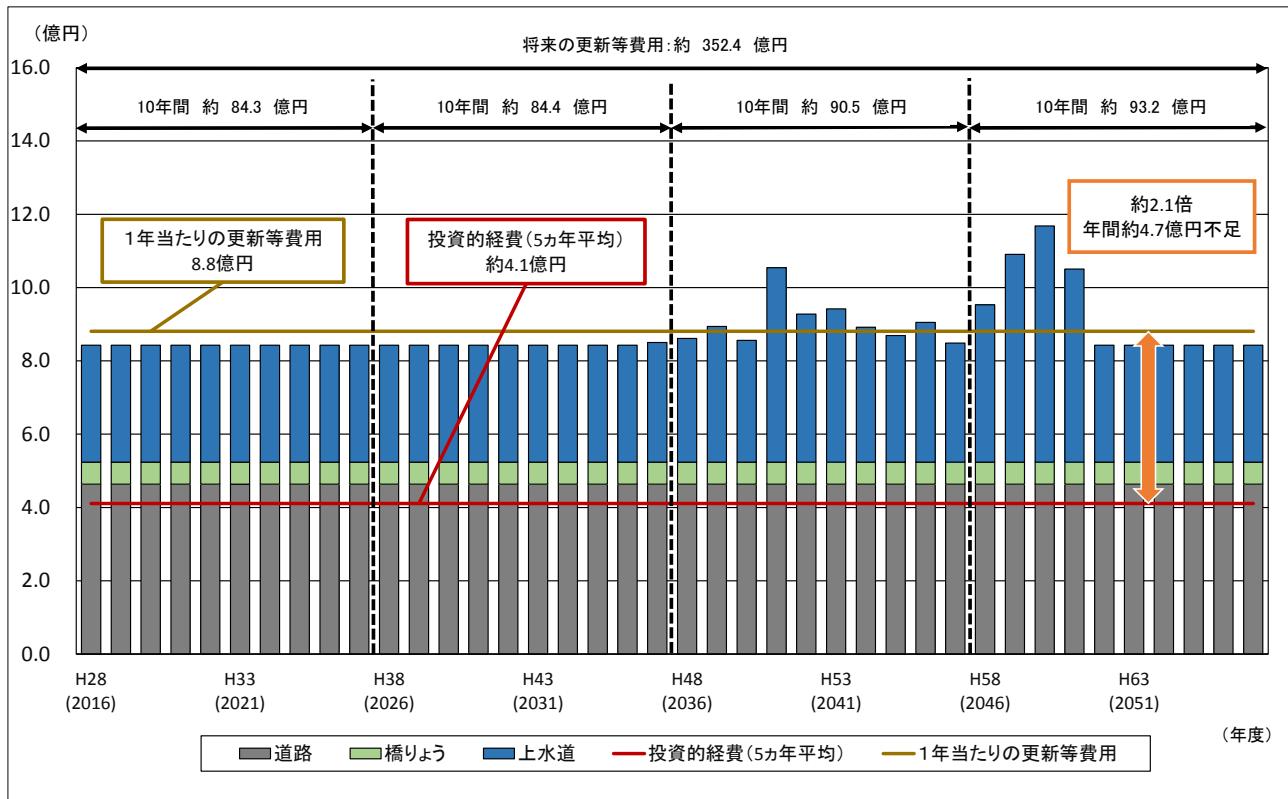


図 2-12 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算

※「公共施設等更新費用試算ソフト」では、学校、庁舎等の公共施設、道路、橋、上水道、下水道のインフラ資産で市町村の投資が概ね把握することができるとされていることから、ここでは、道路、橋、上水道の費用を計上しており、その他の農道、林道、農業用灌漑用水等の費用は計上していません。

※投資的経費実績額：インフラ資産にかかる投資的経費の平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年平均

### ③公共施設等

平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間に、公共施設等（公共施設とインフラ資産）の更新等にかかる費用の合計は約 616 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 15.4 億円/年で、投資的経費実績額が約 9.1 億円/年であることから、約 6.3 億円/年が不足すると推計されます。

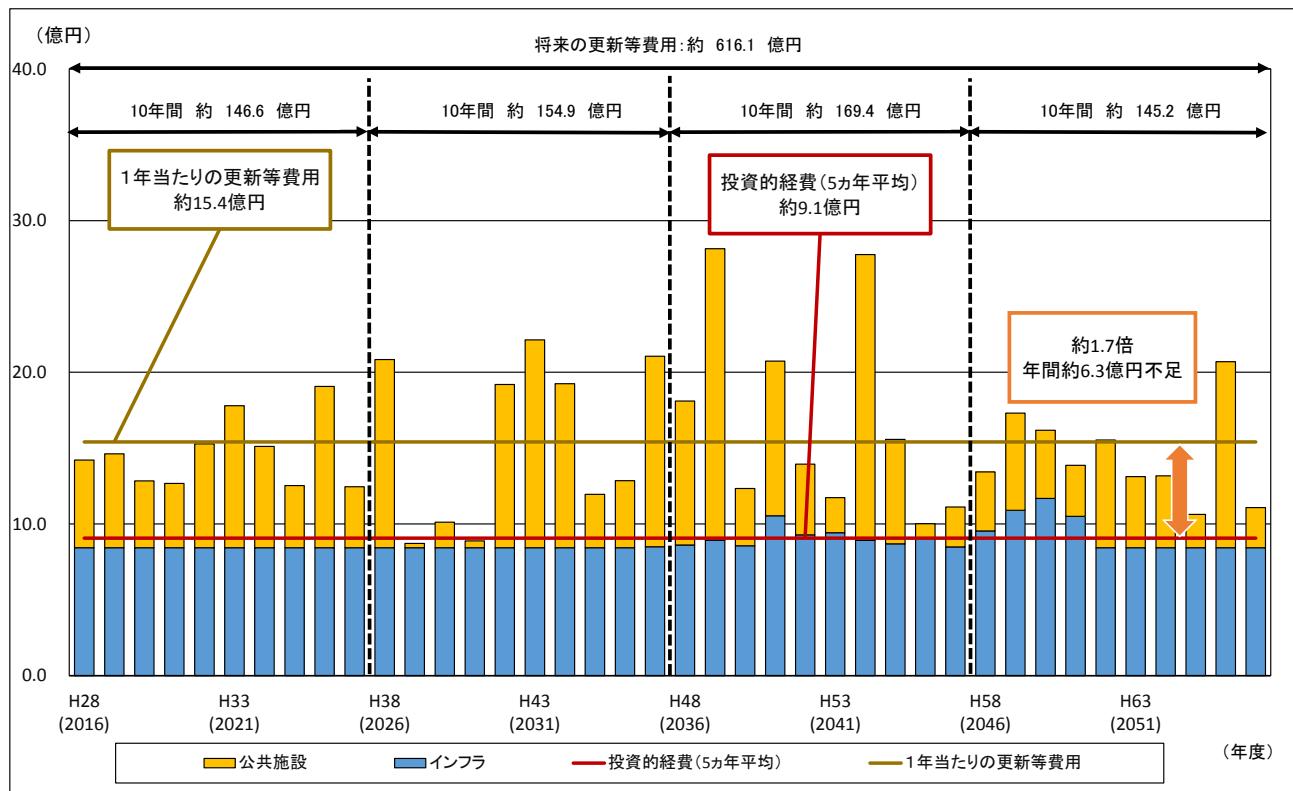


図 2-13 公共施設等の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算

※**投資的経費実績額**：公共施設にかかる投資的経費とインフラ資産にかかる投資的経費の合計

## **2. 5. 公共施設等を取り巻く課題**

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

### **課題 1：需要の変化への対応**

本町の総人口は、平成 7 年をピークに減少しており、今後も減少傾向が続く見通しです。また、高齢化が進み、平成 37 年には高齢化率が 40% を超えると予測されています。また、近年の地区別の人口の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

さらに、本町は平成 18 年 2 月に都幾川村、玉川村の 2 村の合併により誕生した町であることから、合併に伴う施設の重複、余剰、地域偏在等の課題があると考えられます。

そのため、人口構造の変化等による需要の変化や地域特性等に対応した施設の規模や配置等の適正化を図る必要があります。

### **課題 2：厳しい財政状況への対応**

歳入の面では、生産年齢人口の減少や、合併算定替えの特例措置の段階的廃止等により歳入の増加は期待できない状況となっています。歳出の面では、高齢化の進行等に伴う扶助費の増加により、公共施設等の整備に充当できる財源を現在の水準で維持することが困難となることが想定されます。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

### **課題 3：施設の老朽化への対応**

本町は多くの公共施設等を保有しており、それらの老朽化が進行しています。今後、施設の更新や改修が必要となる時期を順次迎えます。そして、施設の更新や改修には多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定されます。

そのため、施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。

### 3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 3. 1. 公共施設等マネジメントの基本方針

公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向けて、本町における公共施設等マネジメントの基本方針を以下の通りとします。

##### 基本方針 1：施設の規模や配置の適正化

- 将来のまちづくりを見据え、地域特性、町民需要、財政事情等を勘案しながら、施設の規模や配置の適正化に努めます。
- 公共施設については、原則として新規整備を行わないものとします。もし新規整備を行う場合は、施設の統廃合等を行い、町全体の施設総量（総延床面積）を削減するようになります。

##### 基本方針 2：コストの縮減と財源確保

- 民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化等の様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努めます。

##### 基本方針 3：計画的な施設の保全

- 予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減に努めます。

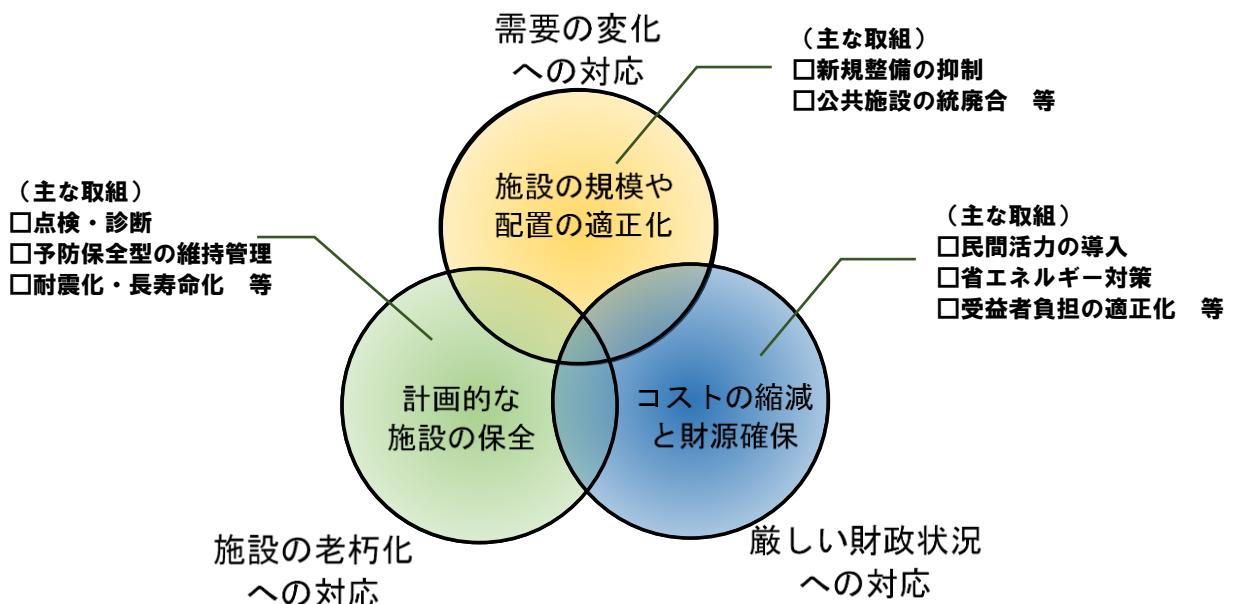


図 3-1 公共施設等マネジメント基本方針のイメージ

### 3.2. 公共施設等の保有量の目標

#### (1) 公共施設

<削減すべき更新等費用の算出>

今後も現在の公共施設を保有し続ける場合、今後40年間の将来の更新等費用の推計額は約264億円であり、年平均に換算すると約6.6億円/年が必要となります。投資的経費実績額（H23～27年度の平均）は約5.0億円/年であるため、年間で約1.6億円が不足する計算になります。よって、投資的経費実績額の約5.0億円以内に収めるためには、今後40年間の将来の更新等費用を24%程度削減する必要があります。

約1.6億円（年平均不足費用）

$$\div \text{約} 6.6 \text{ 億円 (1 年当たりの将来の更新等費用)} \times 100 \hat{=} 24\%$$

<保有量の削減目標の設定>

計画期間の今後40年間で公共施設の保有量（延床面積）を24%削減することを目標として設定します。なお、今後の社会情勢の変化や財政状況等に応じて適宜見直しを行います。

#### 公共施設の保有量の目標： 延床面積を今後40年間（平成67年度まで）で24%削減

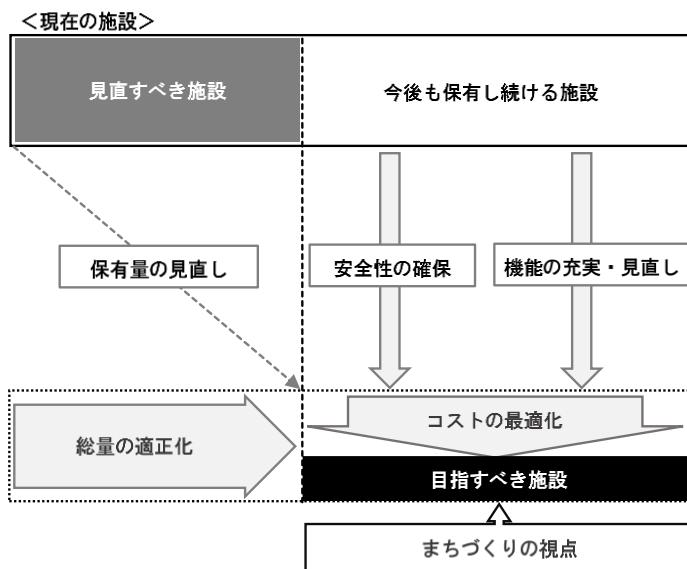


図 3-2 目指すべき施設のイメージ

#### (2) インフラ資産

インフラ資産は、住民の生活を支える社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理への転換等により長寿命化を進め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

### 3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### (1) 点検・診断等の実施方針

##### 【公共施設】

- 適正な点検・診断を施すことにより、損傷や故障の発生に伴い改修等を行う「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、計画的な保全を目指します。
- 点検・診断にあたっては、日常の「自主点検」と「定期点検・法定点検」を組み合わせて実施することにより、施設や設備の機能を適正に維持していきます。

##### 【インフラ資産】

- 点検・診断を施すことにより、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。
- 点検・診断により各施設の劣化や損傷状況等を把握し、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）を構築し、継続的に取り組んでいきます。

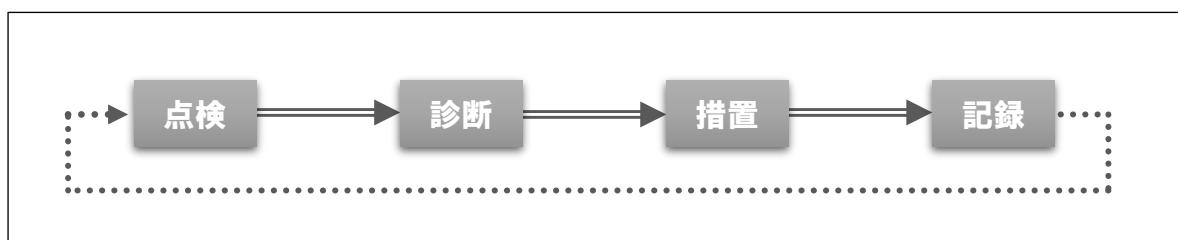


図 3-3 メンテナンスサイクルのイメージ

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

##### 【公共施設】

- 各施設における部位・部材等の改修等の周期や点検・診断の結果を踏まえ、適切な時期に改修等を実施することにより機能の維持を図ります。
- これまで新規整備に充てていた財源を今後、新たな施設の整備に充てることは困難となることが想定されるため、施設の更新や新規整備は、極力行いません。
- 更新や新規整備を行う場合は、機能の複合化や集約化を原則とし、人口の動向や住民需要、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、効率的な施設配置を目指します。また、スケルトンインフィル工法※を取り入れて転用のしやすい構造とするなど、整備後の柔軟な利活用を目指します。
- 施設の更新等にあたっては、外見やデザインより機能性や効率性を重視するものとし、省エネ対応機器の導入等により、トータルコストの縮減を目指します。

※スケルトンインフィル工法：建物のスケルトン（柱・梁・床等の構造躯体）とインフィル（住戸内の内装・設備等）とを分離した工法。

## **【インフラ資産】**

- 費用対効果や経済波及効果を考慮するとともに、リスクベースメンテナンス※の考え方を基に整備の優先順位を定めるなど、効果的・計画的に新設及び更新、維持保全を実施します。
- 施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい素材の使用を検討します。

## **(3) 安全確保の実施方針**

### **【公共施設】**

- 点検・診断等により、危険性が認められた施設については、早期に更新、改修、解体等の対策を講じます。
- 供用廃止となっている施設や、今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等の対策を講じます。

### **【インフラ資産】**

- 点検・診断等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。
- 高度の危険性が確認された施設については、速やかに立入禁止措置等を行い、周辺環境への影響を考慮し、復旧作業や除却等の必要な措置を講じます。

## **(4) 耐震化の実施方針**

### **【公共施設】**

- 耐震診断が未実施である施設については、施設の今後のあり方を踏まえたうえで、計画的に耐震診断を実施します。
- 耐震性を満たしていない施設については、施設の耐用年数や老朽度を勘案のうえ、更新、耐震化、廃止等の判断を早期に行い、計画的に耐震改修を実施します。
- 耐震改修工事等の際には、併せて減築（不要なスペースを削減し、延床面積を縮減）を実施することを検討します。

### **【インフラ資産】**

- 利用者の安全確保や安定した供給等が行われるよう、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、計画的に耐震化を進めます。

## **(5) 長寿命化の実施方針**

### **【公共施設】**

- 今後も継続的に保有し続ける施設のうち、長寿命化をすることによりライフサイクルコスト（LCC）の縮減を見込むことができる施設を対象として、計画的に長寿命化を推進し、ライフサイクルコスト（LCC）の抑制・平準化を図ります。

※リスクベースメンテナンス：リスクを基準に検査及びメンテナンス（検査、補修、改造、更新等）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法。

## 【インフラ資産】

○原則として、計画的に長寿命化を推進し、ライフサイクルコスト（LCC）の抑制・平準化を図ります。

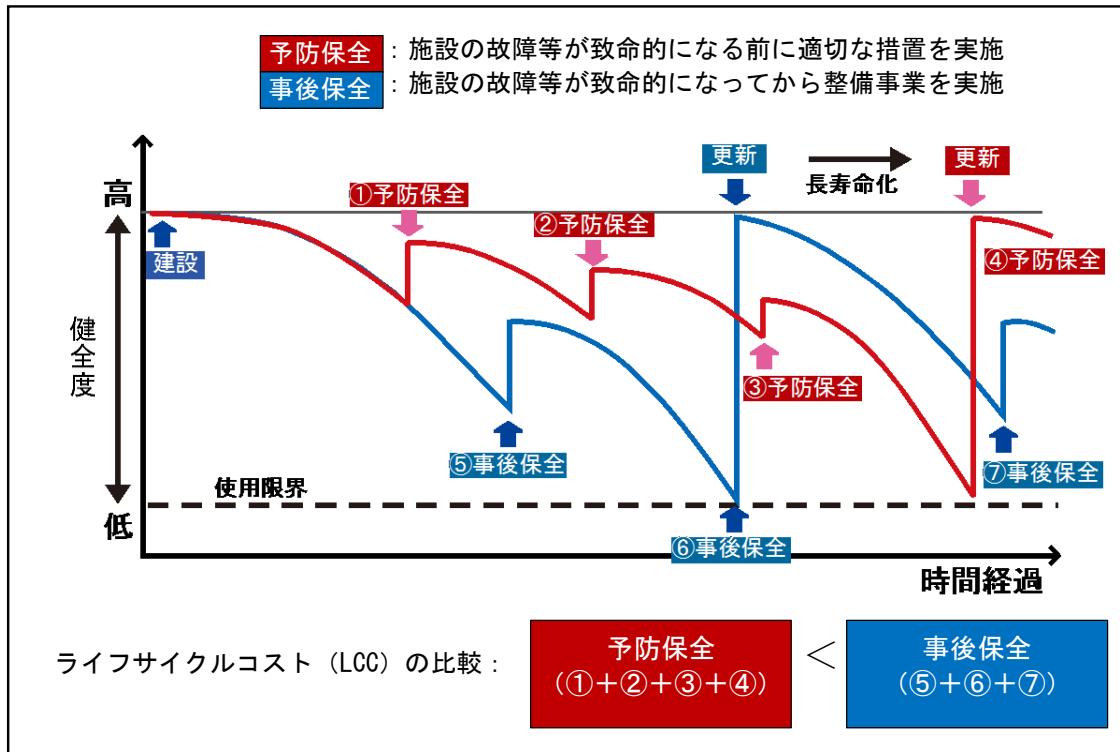


図 3-4 長寿命化のイメージ

## （6）統合や廃止の推進方針

### 【公共施設】

- 人口動向や財政状況等を踏まえ、必要な公共サービスの水準を維持し、費用対効果に配慮しつつ、厳しい財政状況等を考慮した施設総量の適正化を図ります。そのために、施設の更新時等において施設の集約化、複合化を含めた統廃合の可能性を検討します。
- 施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件等により施設評価を実施するとともに、住民意向やまちづくりの視点も踏まえ、施設の再編を検討します。
- 統廃合・複合化に際しては、総量適正化の観点から延床面積縮減のため、原則、既存施設と同等面積以下とすることとします。
- 既存の余剰スペースを積極的に有効活用します。
- 廃止とした施設については、積極的に建築物の除却を行います。
- 施設の廃止により生じる跡地については、原則として売却や貸付等を行い、有効活用を図ります。
- 低未利用施設については、今後の需要見込みや財政状況等を踏まえ、廃止や用途変更等、客観的な視点から施設の今後のあり方を検討します。さらに、原則として売却や貸付等を行い、有効活用を図ります。

方法	内容	イメージ	例
集約化	同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約		・更新や改築の際に2つの集会施設を1つに統合
複合化	余剰・余裕スペース等を活用して、周辺の異なる機能の施設と複合化		・学校の余裕教室に児童館の機能を移転
類似機能の統合	設置目的は異なるものの、機能が似通っている複数施設を統合		・更新や改築の際に集会施設と文化施設を統合
減築	耐震改修工事等の際に、不要なスペースを削減し、延床面積を縮減		・消防施設の耐震改修工事の際に、低利用部分を削減
民間施設の活用	周辺の民間施設を活用		・民間住宅を借り上げて公営住宅として供給
実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更		・集会施設を地元自治会へ譲渡
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用		・スポーツ施設を近隣自治体と相互利用
廃止	未利用施設等を廃止し、有効活用(新設・売却・貸付等)		・未利用施設を廃止し、跡地を売却

図 3-5 主な公共施設の再編パターン

## 【インフラ資産】

○今後の社会情勢の変化や需要、財政状況等を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直し等を行い、適正な供給を図ります。

## (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

### ■職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取組を推進するためには、職員一人一人がその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会の開催等により、意識啓発や技術向上を図ります。

### ■補助制度等の活用

国・県の補助制度等（公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、除却事業に係る地方債等）を積極的に活用し、本町の財政負担の軽減を図ります。

### ■広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用等を適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

### ■民間事業者との連携

PPP/PFI<sup>\*</sup>の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供等の民間活力の効果的な活用に努めます。

### ■町民との協働・連携

町民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、町民との協働・連携を推進します。

### ■受益者負担の適正化

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けた検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

### ■施設等の有効活用による財源確保

未利用資産の売却・貸付、広告事業、ネーミングライツ等の施設等の有効活用による財源確保を図ります。

\*PPP : Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ) の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

\*PFI : Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

## 4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 4.1. 公共施設

#### (1) 町民文化系施設

##### ①現状・課題

大分類	中分類	施設
町民文化系施設	集会施設	一ト市地域事務所、一ト市コミュニティセンター、仲井分館、根際集落センター、上郷農村センター、春日集落センター、春和分館、勤労福祉センター、田黒農村センター、六区文化会館、五明第一分館、日影分館、番匠文化センター、本郷農民センター、別所公会堂、田中集会所、桃木中央会館、関堀集落センター、馬場公会堂、瀬戸公民館、大附中央会館、女鹿岩公会堂、下郷会館、後野公会堂、上サ公会堂、宮平集会所、奥畑農民センター、雲河原生活改善センター、雲河原下公会堂、雲河原コミュニティセンター、大野下モ集会所、大野上サ集会所、七重集会所、大柄生活改善センター、竹ノ谷文化センター、樋平文化センター、勤労者福祉会館、都幾川公民館、玉川公民館、別館会議室、健康広場館
	文化施設	文化センター

#### <集会施設>

- 公民館、集会所等の 41 施設があります。
- 一部の施設では、地元自治会等に管理を委託しています。
- 多くの施設の老朽化が進んでいます。
- 平成 28 年度に「一ト市コミュニティセンター」の改築工事、平成 29 年度に「大野地区集会施設」の新築工事、平成 30 年度に「田黒農村センター」の新築工事を予定しています。
- 地元住民や利用者からの指摘や報告を受けて、随時修繕等を実施しています。
- サークル活動やイベント等で町民に利用されていますが、なかには利用者が少ない施設もあります。

#### <文化施設>

- 「文化センター」の 1 施設があり、町の直営です。
- 建築後 20 年以上を経過しており、平成 29 年度以降に大規模改修を予定しています。
- 町主催の行事や各種団体の活動等で利用されています。平成 27 年度の稼働率（利用実績時間/利用可能時間）は約 42% となっています。

##### ②基本方針

#### <集会施設>

- ◆利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、今後の施設のあり方（統廃合、地元管理、地域への譲渡、利用者負担等）について検討を行い、施設規模の適正化や運営の効

率化を図ります。

### <文化施設>

- ◆利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、今後の施設のあり方（広域連携、利用者負担、民間活力の導入等）について検討を行い、施設規模の適正化や運営の効率化を図ります。

## (2) スポーツ・レクリエーション系施設

### ①現状・課題

※建物を有する施設のみ該当

大分類	中分類	施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	一ト市ゲートボール場、仲井ゲートボール場、五明ゲートボール場、西平運動場、玉川運動場、体育センター、玉川トレーニングセンター、五明地域運動場、上サスケート場、本郷球場
	レクリエーション施設・観光施設	ふれあいの里たまがわ、やすらぎの家、いこいの里大附、大野特産物販売所、木のむらキャンプ場、木のむら物産館、堂平天文台、星と緑の創造センター、建具会館、温泉スタンド、都幾川四季彩館、くぬぎむら体験交流館、市民農園管理棟

### <スポーツ施設>

- 「体育センター」等の 10 施設があります。
- 多くの施設の老朽化が進んでいます。「西平運動場」の管理棟は、平成 25 年度に大規模改修を実施しています。
- 「体育センター」については、平成 29 年度以降に雨漏り対策工事を含む大規模改修を予定しています。
- 「玉川トレーニングセンター」については、平成 30 年度以降に大規模改修工事を予定しています。
- 平成 27 年度の利用者数は、「体育センター」が約 4 万 2 千人、「玉川トレーニングセンター」が約 1 万 6 千人、「玉川運動場」が約 1 万人、「上サスケート場」が約 2 千人、「西平運動場」が約 1 千人となっています。年度や施設によって多少ばらつきがありますが、全体的には減少傾向にあります。

### <レクリエーション施設・観光施設>

- 「都幾川四季彩館」等の 13 施設があり、指定管理者等により管理運営されています。
- 多くの施設の老朽化が進んでいます。「堂平天文台」は平成 15 年度、「いこいの里大附」は平成 21 年度、「建具会館・勤労者福祉会館」は平成 24 年度に大規模改修を実施しています。
- 平成 27 年度の利用者数は、「木のむら物産館」が約 16 万 4 千人、「ふれあいの里たまがわ」が約 14 万人、「都幾川四季彩館」が約 6 万 5 千人、「やすらぎの家」が約 2

万 6 千人、「建具会館」が約 2 万 6 千人、「木のむらキャンプ場」が約 2 万 2 千人、「大野特産物販売所」が約 1 万 2 千人、「いこいの里大附」が約 1 万 1 千人、「くぬぎむら体験交流館」が約 6 千人、「堂平天文台」・「星と緑の創造センター」が約 4 千人となっています。年度や施設によって多少ばらつきがありますが、全体的にはほぼ横ばいの傾向にあります。

## ②基本方針

### <スポーツ施設>

- ◆利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、今後の施設のあり方（統廃合、広域連携、利用者負担、民間活力の導入等）について検討を行い、施設規模の適正化や運営の効率化を図ります。

### <レクリエーション施設・観光施設>

- ◆利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、今後の施設のあり方（統廃合、利用者負担等）について検討を行い、施設規模の適正化や運営の効率化を図ります。

## (3) 産業系施設

### ①現状・課題

大分類	中分類	施設
産業系施設	産業系施設	就業改善センター、農村文化交流センター、農産物加工所、建具会館加工室

- 「就業改善センター」等の 4 施設があります。
- 多くの施設の老朽化が進んでいます。「就業改善センター」は、平成 25 年度に大規模改修を実施しています。
- 「農村文化交流センター」については、平成 27 年度末に社会福祉協議会への貸付を終了しています。施設を有効活用するために、民間団体等に貸付をする方針です。

### ②基本方針

- ◆利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、今後の施設のあり方（利用者負担、民間活力の導入等）について検討を行い、施設規模の適正化や運営の効率化を図ります。

## (4) 学校教育系施設

### ①現状・課題

大分類	中分類	施設
学校教育系施設	学校	明覚小学校、萩ヶ丘小学校、玉川小学校、都幾川中学校、玉川中学校、旧大門第一小学校
	その他教育施設	給食センター

#### <学校>

- 小学校が3校、中学校が2校あります。
- 「大門第一小学校」は平成16年に廃校になっています。平成28年度に取り壊し、跡地に集会施設を集約する予定です。
- 多くの施設の老朽化が進んでいます。校舎や体育館については、必要に応じて大規模改修を実施しています。なお、校舎及び体育館の耐震化は平成27年度に完了しています。
- 職員が日常点検を実施しており、適宜修繕を実施しています。
- 「ときがわ町公立学校等施設整備計画」に基づき、施設の整備等を進めています。
- 児童・生徒数は減少傾向にありますが、平成28年度現在、各校とも余裕教室はありません。

#### <その他教育施設>

- 「給食センター」の1施設があり、町の直営です。
- 職員が日常点検を実施しており、適宜修繕を実施しています。

### ②基本方針

#### <学校>

- ◆安全・安心な教育環境を確保するために、「ときがわ町公立学校等施設整備計画」に基づき、計画的に整備を進めます。
- ◆施設の老朽化状況、町の財政事情、児童・生徒数や余裕教室数の状況等を勘案し、今後の施設のあり方（小中一貫教育、余裕教室の活用等）について検討します。

#### <その他教育施設>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

## (5) 子育て支援施設

### ① 現状・課題

大分類	中分類	施設
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	玉川保育園、平保育所
	幼児・児童施設	玉川学童保育所、都幾川学童保育所、萩ヶ丘小学校内学童保育所

#### <幼稚園・保育園・こども園>

- 「玉川保育園」、「平保育所」の2施設があり、いずれも町の直営です。
- 「平保育所」は、建築後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。昭和60年度に大規模改修を実施しています。
- 児童数は、ほぼ横ばいの傾向です。少子化で子どもの数は減っているものの、核家族世帯や共働き世帯の増加により、需要があります。

#### <幼児・児童施設>

- 「玉川学童保育所」、「都幾川学童保育所」、「萩ヶ丘小学校内学童保育所」の3施設があり、父母会により運営されています。
- 施設の老朽化が進んでいます。
- 児童数は、ほぼ横ばいの傾向です。少子化で子どもの数は減っているものの、核家族世帯や共働き世帯の増加により、需要があります。

### ② 基本方針

#### <幼稚園・保育園・こども園>

- ◆子どもたちの安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆今後の需要等を勘案し、施設のあり方（民間活力の導入、認定こども園化等）について検討します。

#### <幼児・児童施設>

- ◆子どもたちの安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆今後の需要等を勘案し、施設のあり方（民間活力の導入、学校の余裕教室の活用等）について検討します。

## (6) 保健・福祉施設

### ① 現状・課題

大分類	中分類	施設
保健・福祉施設	保健施設	ときがわ町保健センター、ときがわ町保健センター 玉川分室
	高齢福祉施設	地域活動支援センター
	その他社会福祉施設	家族相談支援センター、シルバー人材センター、社会福祉協議会事務所

#### <保健施設>

- 「ときがわ町保健センター」、「ときがわ町保健センター 玉川分室」の2施設があり、いずれも町の直営です。
- 施設の老朽化が進んでいます。「ときがわ町保健センター」は、平成12年度に大規模改修を実施しています。
- 「ときがわ町保健センター 玉川分室」は、機能低下により、平成28年度をもって使用中止とする予定です。
- 平成27年度の利用者数は、「ときがわ町保健センター」が約4千人、「ときがわ町保健センター 玉川分室」が約1千人となっています。

#### <高齢福祉施設>

- 「地域活動支援センター」の1施設があり、指定管理者により管理運営されています。

#### <その他社会福祉施設>

- 「家族相談支援センター」等の3施設があります。
- 施設の老朽化が進んでいます。

### ② 基本方針

#### <保健施設>

- ◆利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、今後の施設のあり方（統廃合、民間活力の導入、未利用施設の活用等）について検討を行い、施設規模の適正化や運営の効率化を図ります。

#### <高齢福祉施設>

- ◆利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

#### <その他社会福祉施設>

- ◆利用者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管

理に努めます。

## (7) 行政系施設

### ①現状・課題

大分類	中分類	施設
行政系施設	庁舎等	ときがわ町役場本庁舎、ときがわ町役場第二庁舎
	消防施設	第1分団第1部詰所、第1分団第2部詰所、第1分団第3部詰所、第2分団第1部詰所（コミュニティ消防センター）、第2分団第2部車庫及び詰所、第2分団第3部車庫及び詰所、第3分団第1部車庫及び詰所、第3分団第2部車庫及び詰所、旧第3分団第4部車庫及び詰所

#### <庁舎等>

- 「ときがわ町役場本庁舎」、「ときがわ町役場第二庁舎」の2施設があります。
- 本庁舎は建築後50年以上を経過しており、平成25年度に大規模改修を実施しています。第二庁舎は建築後約40年を経過しており、平成23年度に大規模改修を実施しています。

#### <消防施設>

- 消防団詰所が8施設あります。
- 旧消防団詰所が1施設あり、倉庫として使用しています。
- 施設の老朽化が進んでいます。

### ②基本方針

#### <庁舎等>

- ◆平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

#### <消防施設>

- ◆消防団が消火活動等を行う際の拠点となる重要な施設であり、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

## (8) 公営住宅

### ①現状・課題

大分類	中分類	施設
公営住宅	公営住宅	子育て支援住宅

- 「子育て支援住宅」の1施設があり、町の直営です。
- 若い世帯の定住促進を目的として、平成17年度に3棟建設し、平成28年度現在、全て入居中となっています。

## ②基本方針

- ◆入居者の安全に配慮し、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

## (9) 公園（公園内の建物部分が該当）

### ①現状・課題

※建物を有する公園のみ該当

大分類	中分類	施設
公園※	公園	雀川砂防ダム公園（公衆トイレ）、ホタルの里公園（公衆トイレ）、ときがわ親水公園（公衆トイレ）

- 「雀川砂防ダム公園（公衆トイレ）」等の3施設があります。
- トイレの浄化槽の点検、清掃、法定検査を適宜実施しています。
- 公園・トイレの清掃を委託していますが、週に1回程度、職員による状況確認とゴミ回収を実施しています。

## ②基本方針

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

## (10) その他

### ①現状・課題

大分類	中分類	施設
その他	その他	寄宿舎、ときがわブランディング工房、大野作業場、旧大野保育園、明覚駅西公衆トイレ、観音堂公衆トイレ、後野公衆トイレ、泉原集会所（鴨平公衆トイレ）、鴨平観光トイレ、事務室（ときがわ町観光協会事務室）、川の広場公衆便所、きのこ作業所・倉庫、トレッキングコース（西平インフォメーション施設公衆トイレ、七重休憩施設公衆トイレ）、公衆便所棟、旧小川消防署都幾川分署

- 公衆トイレ等の15施設があります。
- 多くの施設の老朽化が進んでいます。
- 公衆トイレは、町民や観光客に利用されています。

## ②基本方針

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆施設の設置目的、現在の利用状況、今後の利用見込み等を勘案し、存続の必要性が低い施設については、今後の施設のあり方（廃止、用途変更、地元管理、未利用施設の活用等）について検討を行い、施設規模の適正化や運営の効率化を図ります。

## 4.2. インフラ資産

### (1) 道路、農道、林道

#### ①現状・課題

分類	種別	数量
道路	一級町道	36,758 m
		237,755 m <sup>2</sup>
	二級町道	37,097 m
		191,724 m <sup>2</sup>
	歩行者道	5,866 m
		9,871 m <sup>2</sup>
	その他の町道	402,395 m
		1,045,502 m <sup>2</sup>
	計	482,116 m
		1,484,852 m <sup>2</sup>
農道		547 m
		2,188 m <sup>2</sup>
林道		27,693 m
		96,835 m <sup>2</sup>

○道路延長は約 482km、農道は約 0.5km、林道は約 28km となっています。

○道路については、平成 25 年度に路面性状調査を実施しています。その結果に基づき、優先順位を決定し、計画的に打換え等を実施しています。また、住民要望等により適宜修繕等を実施しています。

○農道、林道については、職員により年に 1 回程度の定期点検を実施し、適宜修繕等を実施しています。

#### ②基本方針

- ◆予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆路面性状調査の結果や交通量等を勘案して、優先度に応じた修繕等を実施します。

### (2) 道路橋、農道橋、林道橋

#### ①現状・課題

分類	数量
道路橋	242 橋
	1,921 m
	7,660 m <sup>2</sup>
農道橋	1 橋
	9 m
	40 m <sup>2</sup>
林道橋	7 橋
	52 m
	321 m <sup>2</sup>

- 道路橋は 242 橋、農道橋は 1 橋、林道橋は 7 橋となっています。
- 道路橋については、近接目視による定期点検・診断等を 5 年毎に実施（橋長 15m 以上は委託業者、橋長 2~15m は職員が実施）しています。
- 平成 25 年度に「ときがわ町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な修繕等を実施しています。
- 農道橋、林道橋については、職員による簡易点検を実施しています。

## ②基本方針

- ◆ 「ときがわ町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆ 橋梁の維持管理に関する講習会や研修会等を通じて、職員の知識や技術の向上に努めます。

## (3) 上水道

### ①現状・課題

分類	種別	数量
上水道	管路	138,680 m
	上水道施設	10 施設 737 m <sup>2</sup>

- 上水道の管路延長は約 139km となっています。
- 水道管については、職員又は業務委託により、年に 1 回以上の漏水調査を実施し、適宜修繕等を実施しています。
- 建物や機械器具については、職員が週に 1 回の目視点検を実施し、適宜修繕等を実施しています。
- 平成 20 年度に「ときがわ町水道ビジョン」、平成 23 年度に「ときがわ町水安全計画」を策定しています。

## ②基本方針

- ◆ 埼玉県企業局との技術連携に基づき、アセットマネジメントを作成中です。今後は、これらの資料を基に経営改善計画をまとめ、計画的に施設の更新等を実施し、安全で安定した供給の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

## (4) 農業用灌漑用水

### ①現状・課題

分類	種別	数量
農業用灌漑用水	圃場整備区域	93 ha
	ため池	26 箇所
	用水路堰	28 基
	用水路	20,535 m
	揚水機場	3 基
	ダム放流施設	1 施設

○農業用灌漑用水の用水路の延長は約 21km となっています。

○職員が定期的に点検を実施し、損傷等が確認された場合は、適宜修繕等を実施しています。

## ②基本方針

◆予防保全型の計画的な維持管理により、安定供給の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

# (5) 雨水渠

## ①現状・課題

分類	数量
雨水渠	411 m

○雨水渠の管路延長は 411m となっています。道路冠水解消のために、2箇所に設置されています。

## ②基本方針

◆予防保全型の計画的な維持管理により、安全の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

# (6) 净化槽

## ①現状・課題

分類	数量
浄化槽	864 基

○浄化槽は 864 基となっています。「浄化槽設置管理事業」により、合併処理浄化槽の設置を進めてきました。

○今後は、経年劣化等に伴い、浄化槽本体及び付属品等の修繕や更新等の費用の増加が見込まれています。

## ②基本方針

◆予防保全型の計画的な維持管理により、衛生的な生活環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

# (7) 公園

## ①現状・課題

分類	数量
公園	13 施設 101,395 m <sup>2</sup>

○公園は13施設となっています。

○業者委託により年に1回の遊具等の点検を実施しています。その報告書に基づき、

危険度の大きい箇所又は緊急性の有無から判断し、修繕等を実施しています。

○担当職員は「遊具の点検講習会（日本公園施設協会主催）」を受講しています。

## ②基本方針

◆予防保全型の計画的な維持管理により、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

◆施設や設備の老朽化の対応やバリアフリー化等により、安全性や利便性の向上に努めます。

◆遊具点検に関する講習会や研修会等を通じて、職員の知識や技術の向上に努めます。

## (8) 河川

### ①現状・課題

分類	種別	数量
河川	準用河川	1 河川
		550 m
	普通河川（水路）	27 河川

○準用河川は1河川、普通河川（水路）は27河川となっています。

○1・2級河川及び普通河川の砂防指定区間は、埼玉県（東松山県土整備事務所）が護岸や堰堤等の維持管理を担っています。

○町が管理する護岸等は準用河川の馬場川の一部区間のみです。

○河床の草刈り等は、原則的には各地域で実施（雀川の一部の区間は埼玉県が実施）しています。

○住民からの報告等により、適宜修繕を実施しています。

○田黒川、地家川、吉沢川、番匠川、瀬戸川、桃木川の堆積土が増しているため、近い将来に浚渫計画を立てる必要があります。

## ②基本方針

◆予防保全型の計画的な維持管理により、安全の確保や環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

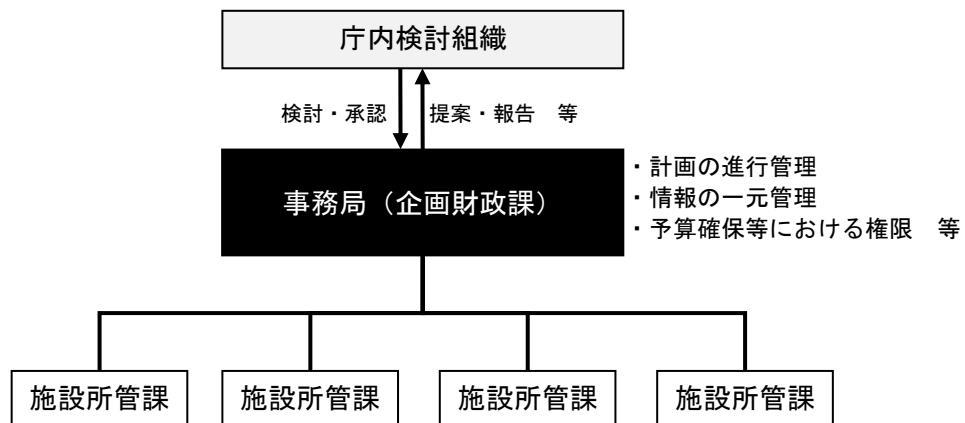
◆住民やボランティア団体等との協働による清掃や除草等の河川美化活動を推進します。

## 5.推進体制

### 5. 1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

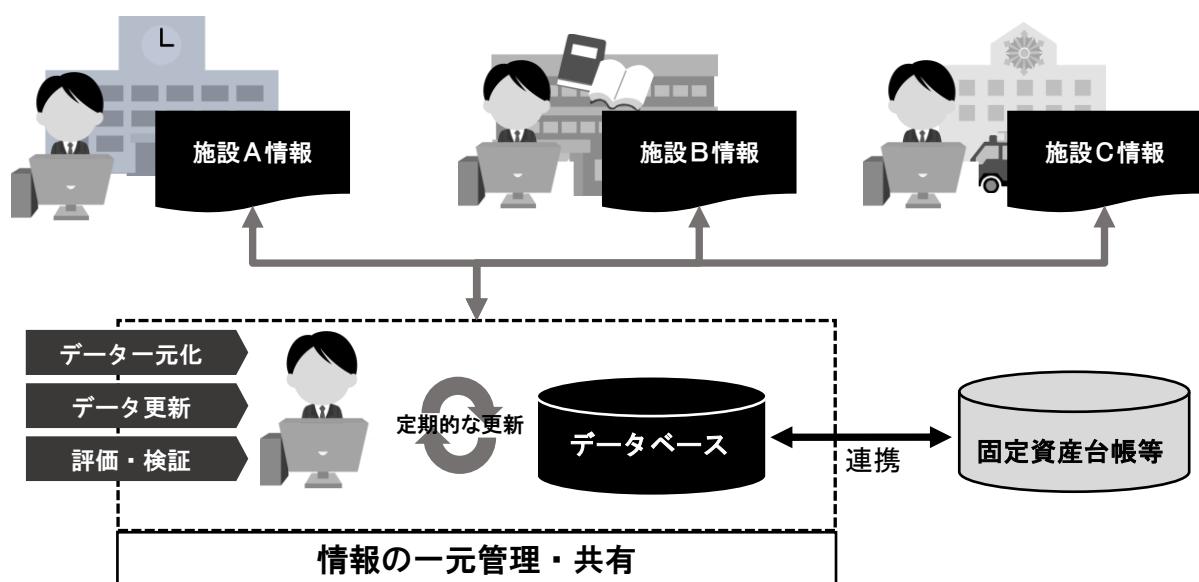
#### (1) 全庁的な取組体制の構築

- 公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課等の関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。
- 全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。



#### (2) 情報の一元管理

- 施設ごとに施設所管課が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。



## 5.2. フォローアップの実施方針

### (1) PDCAサイクルによる計画の推進

○PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。

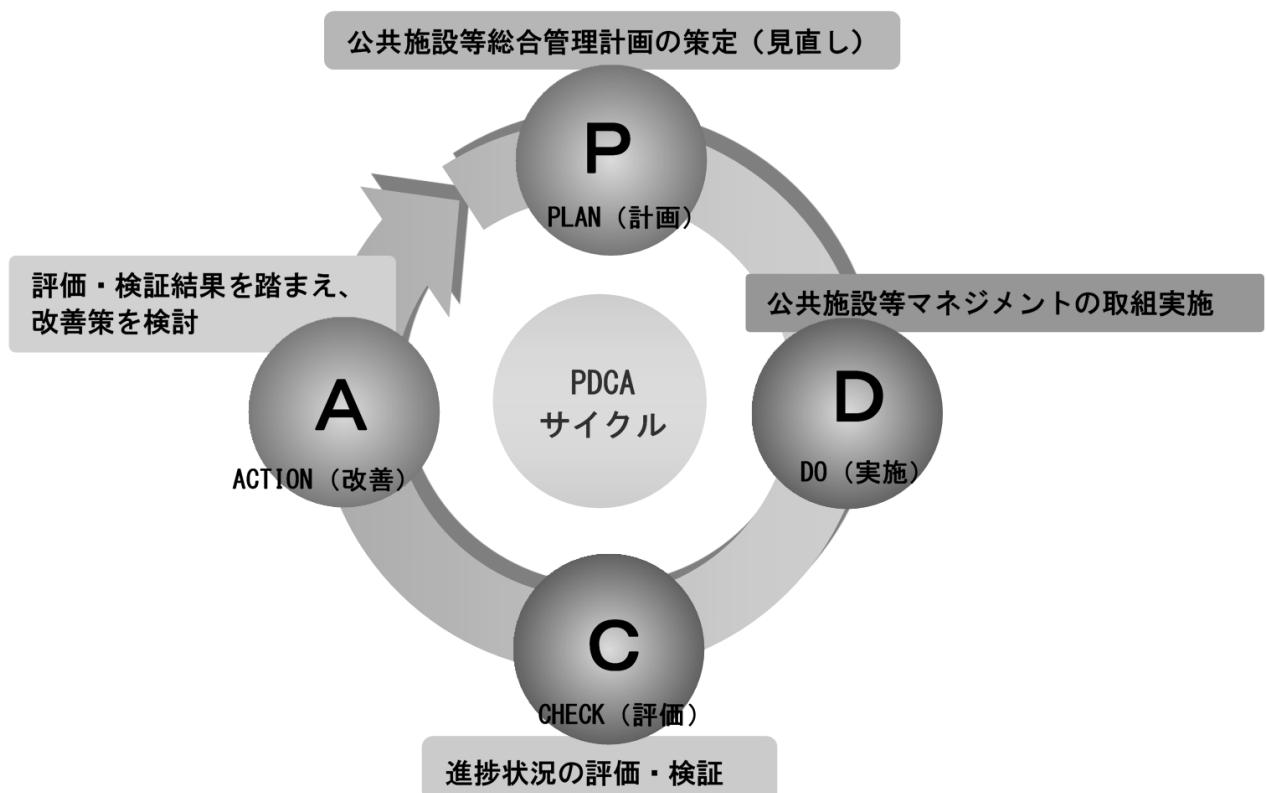


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

### (2) 議会・町民との情報共有

○計画を推進するためには、町民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等の議会報告、町のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。



# **資 料 編**



## 1.公共施設等の将来更新等費用の試算条件

### (1) 公共施設

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆建築後、60年で更新（建替え）を実施
- ◆建築後31～50年を経過していく、大規模改修未実施の施設については、今後10年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 公共施設の更新等費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
町民文化系施設	25万円/m <sup>2</sup>	40万円/m <sup>2</sup>
社会教育系施設	25万円/m <sup>2</sup>	40万円/m <sup>2</sup>
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/m <sup>2</sup>	36万円/m <sup>2</sup>
産業系施設	25万円/m <sup>2</sup>	40万円/m <sup>2</sup>
学校教育系施設	17万円/m <sup>2</sup>	33万円/m <sup>2</sup>
子育て支援施設	17万円/m <sup>2</sup>	33万円/m <sup>2</sup>
保健・福祉施設	20万円/m <sup>2</sup>	36万円/m <sup>2</sup>
医療施設	25万円/m <sup>2</sup>	40万円/m <sup>2</sup>
行政系施設	25万円/m <sup>2</sup>	40万円/m <sup>2</sup>
公営住宅	17万円/m <sup>2</sup>	28万円/m <sup>2</sup>
公園	17万円/m <sup>2</sup>	33万円/m <sup>2</sup>
供給処理施設	20万円/m <sup>2</sup>	36万円/m <sup>2</sup>
その他	20万円/m <sup>2</sup>	36万円/m <sup>2</sup>

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

## (2) インフラ資産

### ①道路

- ◆更新年数
  - ・15年
- ◆更新費用
  - ・全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を、毎年度更新していくと仮定
- ◆更新費用単価
  - ・道路（1級、2級、その他）：4,700円/m<sup>2</sup>
  - ・歩行者道：2,700円/m<sup>2</sup>

### ②道路橋

- ◆耐用年数
  - ・60年
- ◆更新費用
  - ・全整備面積を60年で割った面積の舗装部分を、毎年度更新していくと仮定
- ◆更新費用単価
  - ・448千円/m<sup>2</sup>

### ③上水道

- ◆耐用年数
  - ・40年
- ◆更新費用単価
  - ・100千円/m
- ◆建設年度が不明の上水道管
  - ・平成28年度から平成67年度までの40年間に、更新費を均等に振り分け
- ◆上水道施設（建築物）
  - ・建築後30年で大規模改修、60年で更新を実施（※建築年度が不明のため、40年間に更新費を均等に振り分け）
  - ・更新（建替え）費用単価：36万円/m<sup>2</sup>、大規模改修費用単価：20万円/m<sup>2</sup>

## ときがわ町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 ときがわ町

編 集 ときがわ町 企画財政課

〒355-0395 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2490 番地

T E L : 0493-65-1521 (代表)

F A X : 0493-65-3631

E-mail : zaisei@town.tokigawa.lg.jp